



平成 26 年分

相続税の申告の状況

(平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日※)

関 東 信 越 国 税 局 計

平成 27 年 12 月 16 日

関 東 信 越 国 税 局

《担当》

国税広報広聴室 報道係

電話：048-600-3111（内線 2043）

※ 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に亡くなられた方に係る申告事績



平成26年分の相続税の申告状況について

平成26年中（平成26年1月1日～平成26年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

1 被相続人数等

平成26年中に亡くなられた方（被相続人数）は約18万7千人（平成25年約18万6千人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約7千2百人（平成25年約7千人）で、課税割合は3.9%（平成25年3.8%）となっており、平成25年より0.1ポイント増加しました。

2 課税価格

課税価格の合計は1兆3,930億円（平成25年1兆3,642億円）で、被相続人1人当たりでは1億9,230万円（平成25年1億9,581万円）となっています。

3 税額

税額の合計は1,479億円（平成25年1,427億円）で、被相続人1人当たりでは2,042万円（平成25年2,048万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地46.3%（平成25年49.1%）、現金・預貯金等24.9%（平成25年23.8%）、有価証券12.4%（平成25年11.6%）の順となっています。

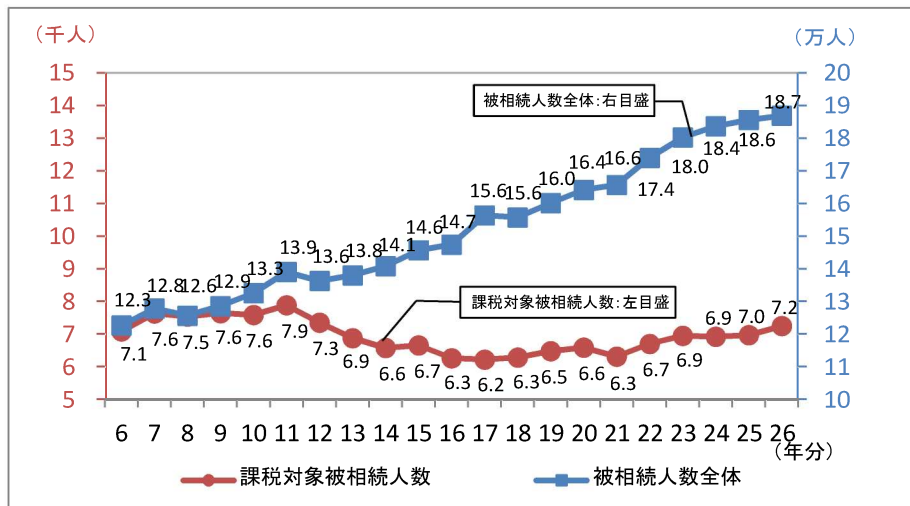
相続税の申告事績

項目		年 分		対前年比
		平成25年分	平成26年分	
①	被相続人数(死亡者数) <small>(注3)</small>	人 185,570	人 186,873	% 100.7
②	相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る被相続人数	人 6,967	人 7,244	% 104.0
③	課税割合 (②/①)	% 3.8	% 3.9	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である 相続人数	人 16,831	人 17,464	% 103.8
⑤	課税価格 <small>(注4)</small>	億円 13,642	億円 13,930	% 102.1
⑥	税額	億円 1,427	億円 1,479	% 103.6
⑦	1 被 人 相 相 当 当 続 続 た た 人 り 人	課税価格 <small>(注4)</small> (⑤/②) 万円 19,581	万円 19,230	% 98.2
⑧		税額 (⑥/②) 万円 2,048	万円 2,042	% 99.7

- (注) 1 平成25年分は、平成26年10月31日までに提出された相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成26年分は、平成27年11月2日（※）までに提出された相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
※ 申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限になることから、平成26年12月31日に亡くなられた方についての相続税の申告期限は平成27年11月2日（月）になる。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

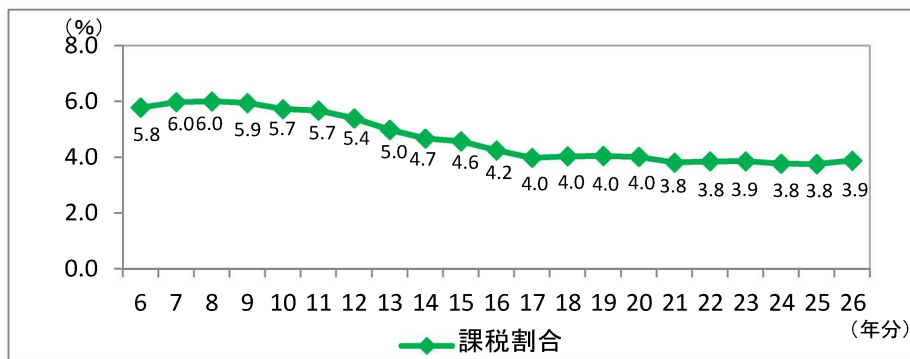
被相続人数の推移

(付表1)



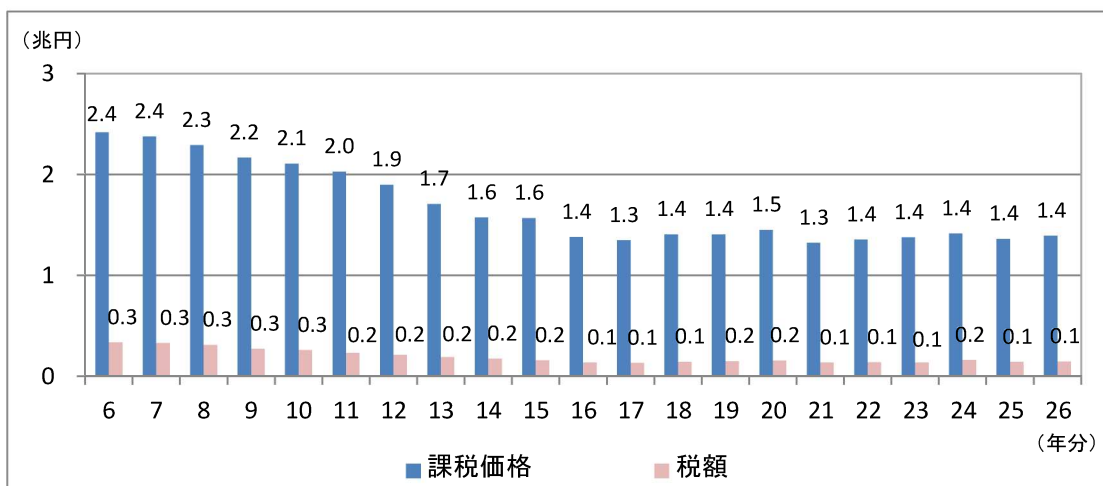
課税割合の推移

(付表2)



相続税の課税価格及び税額の推移

(付表3)



(注) 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

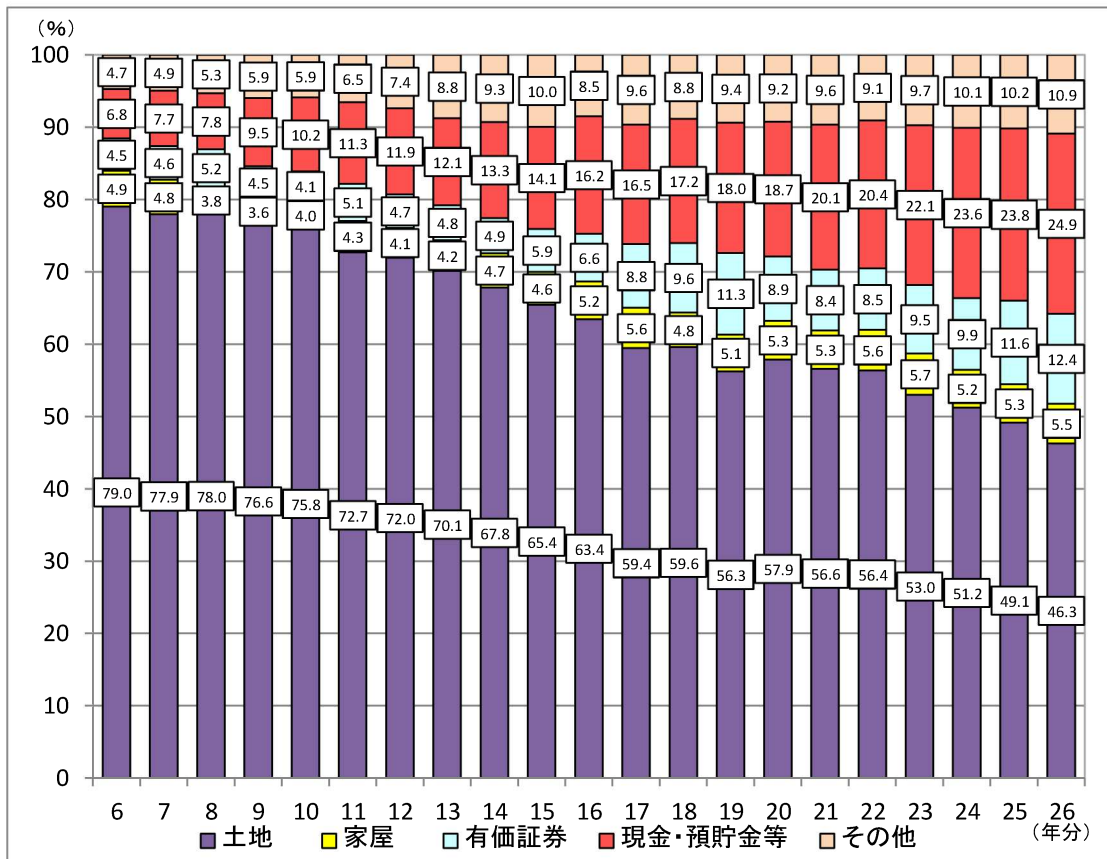
相続財産の金額の推移

(付表4)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成6年	20,486	1,282	1,161	1,768	1,223	25,920
7	20,027	1,231	1,194	1,973	1,269	25,694
8	19,327	933	1,276	1,920	1,317	24,773
9	17,904	830	1,043	2,212	1,391	23,380
10	17,273	912	923	2,328	1,343	22,779
11	16,121	964	1,134	2,503	1,452	22,174
12	15,084	857	976	2,494	1,550	20,961
13	13,338	807	916	2,292	1,666	19,019
14	11,986	837	862	2,345	1,641	17,671
15	11,585	806	1,049	2,500	1,762	17,702
16	9,726	799	1,013	2,488	1,303	15,329
17	8,866	831	1,316	2,462	1,439	14,914
18	9,170	735	1,482	2,643	1,361	15,391
19	8,675	785	1,741	2,775	1,446	15,422
20	9,258	853	1,423	2,987	1,476	15,997
21	8,178	766	1,214	2,899	1,393	14,450
22	8,385	836	1,270	3,041	1,348	14,880
23	7,992	862	1,432	3,332	1,465	15,083
24	7,956	809	1,536	3,660	1,565	15,526
25	7,287	791	1,715	3,530	1,509	14,832
26	7,018	835	1,883	3,780	1,651	15,167

相続財産の金額の構成比の推移

(付表5)



相続税の申告事績(各県別)

項 目	年 分	平成25年分	平成26年分	対前年比
合計	被相続人数(死亡者数)	185,570 ^人	186,873 ^人	100.7%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	6,967 ^人	7,244 ^人	104.0%
	課税割合	3.8%	3.9%	ポイント 0.1
	課税価格	13,642 ^{億円}	13,930 ^{億円}	102.1%
	税 額	1,427 ^{億円}	1,479 ^{億円}	103.6%
茨城県	被相続人数(死亡者数)	30,368 ^人	30,341 ^人	99.9%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	856 ^人	880 ^人	102.8%
	課税割合	2.8%	2.9%	ポイント 0.1
	課税価格	1,426 ^{億円}	1,550 ^{億円}	108.7%
	税 額	116 ^{億円}	159 ^{億円}	137.1%
栃木県	被相続人数(死亡者数)	20,591 ^人	20,755 ^人	100.8%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	656 ^人	730 ^人	111.3%
	課税割合	3.2%	3.5%	ポイント 0.3
	課税価格	1,109 ^{億円}	1,261 ^{億円}	113.7%
	税 額	89 ^{億円}	107 ^{億円}	120.2%
群馬県	被相続人数(死亡者数)	21,661 ^人	21,441 ^人	99.0%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	788 ^人	777 ^人	98.6%
	課税割合	3.6%	3.6%	ポイント 0.0
	課税価格	1,492 ^{億円}	1,289 ^{億円}	86.4%
	税 額	157 ^{億円}	103 ^{億円}	65.6%
埼玉県	被相続人数(死亡者数)	60,264 ^人	61,269 ^人	101.7%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	3,287 ^人	3,306 ^人	100.6%
	課税割合	5.5%	5.4%	ポイント ▲ 0.1
	課税価格	7,372 ^{億円}	7,001 ^{億円}	95.0%
	税 額	891 ^{億円}	826 ^{億円}	92.7%
新潟県	被相続人数(死亡者数)	28,383 ^人	28,316 ^人	99.8%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	681 ^人	741 ^人	108.8%
	課税割合	2.4%	2.6%	ポイント 0.2
	課税価格	1,134 ^{億円}	1,321 ^{億円}	116.5%
	税 額	91 ^{億円}	116 ^{億円}	127.5%
長野県	被相続人数(死亡者数)	24,303 ^人	24,751 ^人	101.8%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	699 ^人	810 ^人	115.9%
	課税割合	2.9%	3.3%	ポイント 0.4
	課税価格	1,109 ^{億円}	1,508 ^{億円}	136.0%
	税 額	83 ^{億円}	168 ^{億円}	202.4%

- (注) 1 平成25年分は、平成26年10月31日までに提出された相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 2 平成26年分は、平成27年11月2日(※)までに提出された相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- ※ 申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限になることから、平成26年12月31日に亡くなられた方についての相続税の申告期限は平成27年11月2日(月)になる。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。